規　則

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県教育委員会委員長　髙　木　康　夫

埼玉県教育委員会規則第二十四号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県立所沢特別支援学校の項中

「

小学部	六年	
中学部	三年	
高等部	三年	五七
		学校教育法に規定する学齢児童で知的障害のある者 学校教育法に規定する学齢生徒で知的障害のある者 中学部はこれ

を

「

小学部	六年	
中学部	三年	
		学校教育法に規定する学齢児童で知的障害のある者 学校教育法に規定する学齢生徒で知的障害のある者 を卒業した者又に準ずる者

」

に改め、同表埼玉県立狭山特別支援学校の項中

「

小学部	六年	
中学部	三年	

高等部	三年	六二一	

「

小学部	六年		学校教育法に規定する学齢児童で知的障害のある者
中学部	三年		学校教育法に規定する学齢生徒で知的障害のある者
			学校教育法に規定する学齢児童で知的障害のある者
			学校教育法に規定する学齢生徒で知的障害のある者
			中学部を卒業した者又はこれに準ずる者

」を

「

			中学部を卒業した者又はこれに準ずる者
			中学部を卒業した者又はこれに準ずる者で知的障害のあるもの

」に改め、同表埼玉県立草加かがやき特別支援学校の項の次に次のように加える。

埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校	高等部	普通科	三年	二〇〇	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者
		生産技術科	三年	一四四	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者で知的障害のあるもの
		流通・サービス科			

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。